

令和3年7月12日

Go To Eat キャンペーンおきなわ 食事券ご利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大を受けた沖縄県の「緊急事態宣言」の要請期間が延長された状況を踏まえて、今後の Go To イートの事業継続を沖縄県と協議した結果、令和3年7月12日(月)より下記の運用とさせていただきます。

緊急事態宣言の趣旨を十分に汲み取った上ではありますが、下記事項について同意していただいた上で食事券をご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

内容1 「緊急事態宣言」適用期間における Go To Eat キャンペーンおきなわプレミアム食事券(紙・電子)については、食事券の販売停止ならびに沖縄県全市町村での食事券*利用を控えていただくようお願いいたします。(飲食店内での食事券の利用はできません)

緊急事態措置期間：令和3年5月23日(日) ～ 8月22日(日)

*ただし、テイクアウト(持ち帰り)とデリバリー(配達)での利用は可能

※入店をお断りするものではありません。

内容2 上記の内容1について、緊急事態宣言の趣旨(外出自粛の要請)を十分ご理解いただいた上で、ご利用ください。

(ご案内)

Go To Eat プレミアム食事券(紙・電子)は、令和3年9月30日(木)までご利用いただけますが、沖縄県の緊急事態宣言期間及びまん延防止等重点措置期間中の食事券の販売は停止します。

<Go To Eat キャンペーンおきなわ事務局>
<沖縄県>